平成２１年（フ）第１０２号
福岡県大牟田市宮原町２丁目66番地９
債務者　**德**永　博章
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第２７８号
佐賀県佐賀市末広１丁目６番34号
債務者　中島　邦子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2626番地７
債務者　宮原　美幸
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
佐賀県鳥栖市村田町353番地１　アルカディアⅠ201
債務者　山邊　　純
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
佐賀県鳥栖市前田町2031番地１　市営前田アパート13―７
債務者　満永　　茜
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
佐賀県佐賀市高木瀬西４丁目３番11号
債務者　山田冨美子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
佐賀県小城市三日月町長神田1073番地６
債務者　本中　信子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
宮城県東松島市小野字中央16番地２
債務者　千葉　光一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
宮城県石巻市鹿又字用水向118番地17
債務者　日野　孝一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
宮城県東松島市大塩字緑ヶ丘１丁目４番地１
債務者　遠藤　庄子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
石川県加賀市熊坂町ニ７―６　長田方、住民票上の住所大阪府堺市堺区北庄町１丁９番６―307号
債務者　山野多毛留
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１３５号
石川県加賀市片山津温泉シ11番地16　栄荘３号室、従前の住所福井県福井市舞屋町第４号３番地11
債務者　奥出　康司
1　決定年月日時　平成21年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１３９号
山口県宇部市北小羽山町１丁目３番１―507号
債務者　長浴　　旭
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１４０号
山口県宇部市北小羽山町１丁目３番１―507号
債務者　長浴　嗣美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１４３号
山口県宇部市幸町２番30号
債務者　川本　久男
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１４４号
山口県宇部市幸町２番30号
債務者　川本千恵子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１１７５号
宮城県名取市増田５丁目１番12号　エスコーポ103号
債務者　松橋美津子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５２号
仙台市宮城野区栄５丁目20番15―318号
債務者　小笠原　信
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係